

“子育てのための施設等利用給付認定”を受けたこどもの保護者の皆さまへ

施設等利用費の請求手続きのご案内

令和7年度版

“子育てのための施設等利用給付認定”を受けたこどもが、“無償化の対象となるサービス”を利用した場合、一旦施設等に支払われた利用料について、保護者の方からの請求に基づき、市が施設等利用費をお支払い[償還払い]します。



◎ 保護者の方は、**岡山市宛ての請求書類を3か月（四半期）ごとに提出する必要があります。**

◎ 請求書類の提出方法は、2パターンあります。

詳しい請求手続きの流れは、次ページ

A 利用施設で取りまとめる場合
⇒ **利用施設へ請求書を提出**

B 利用施設で取りまとめがない場合
⇒ **直接、岡山市へ請求書等を提出[郵送]**

※ 複数の利用施設について保護者の方がまとめて請求を行う場合もこちら

◎ 利用施設で請求書の取りまとめが行われるかどうかは、各施設にお尋ねください。

■ 請求締切日・支払予定 ■

利用施設で請求書を取りまとめる場合は、施設の指示する提出締切日までに施設へご提出ください。



利用月	請求書類の提出締切日 [市に必着]	振込予定時期
令和7年1月～3月	令和7年4月25日(金)	令和7年6月17日頃
令和7年4月～6月	令和7年7月25日(金)	令和7年9月17日頃
令和7年7月～9月	令和7年10月27日(月)	令和7年12月17日頃
令和7年10月～12月	令和8年1月26日(月)	令和8年3月17日頃
令和8年1月～3月	令和8年4月27日(月)	令和8年6月17日頃

● **請求書類の提出締切日**は、施設等を利用した**四半期の最終月の翌月25日**です。

(ただし、25日が土・日・祝日の場合は、直後の開庁日となります。)

● 提出締切日を過ぎた場合、通常の振込予定時期の翌月以降の支払いになります。

(提出締切日以内の提出でも、請求内容に不備等がある場合は同じ扱いとなる場合があります。)

◆ 子育てのための施設等利用給付認定 ◆

● 施設等利用費（無償化の給付）の請求には、サービスを利用する前に、お住まいの市町村で“子育てのための施設等利用給付認定”を受ける必要があります。

● 必要な認定を受けていない方は、至急、申請手続きをしてください。

● 岡山市から転出する場合は、転入先の市町村で認定の申請手続きが必要です。

【参考：岡山市公式ホームページ】

▶ 幼児教育・保育の無償化の対象となるための手続き

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000013062.html>



◆ 無償化の対象となるサービス ◆

- 幼稚園や認定こども園（教育利用）の預かり保育
- 認可外保育施設
- 病児保育
- 一時預かり（保育所・幼稚園・認定こども園の一時預かりなど）
- ファミリーサポートセンター事業

ご利用になる施設やサービスが無償化の対象になるかどうかは、施設が所在する市町村 又は 施設に直接お尋ねください。

◆ 施設等利用費の支給額（月額） ◆

施設等利用費の支給額は、法令で定められた上限額（月当たり）と、実際の月額利用料とを比較して、低いほうの金額となります。

● 幼稚園や認定こども園の預かり保育の上限額

日額 450円 × 利用日数

〔ただし、3～5歳児クラス … 月額 11,300円
満3歳児〔2歳児クラス〕 … 月額 16,300円〕

● 認可外保育施設、病児保育、一時預かり、ファミリーサポートセンター事業の上限額

3～5歳児クラス … 月額 37,000円

0～2歳児クラス … 月額 42,000円

● 在籍する幼稚園・認定こども園が十分な量の預かり保育を実施していない場合*に認可外保育施設等を利用するときの上限額

3～5歳児クラス … 預かり保育と合わせて 月額 11,300円

満3歳児〔2歳児クラス〕 … 預かり保育と合わせて 月額 16,300円

★ 教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満の場合

★ 年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合

無償化の対象となる利用料には、給食費、通園費、行事費、その他実費（日用品代、制服代等）は、含まれません。

お問い合わせ先 岡山市就園管理課 TEL 086-803-1431

■ 請求手続きの流れ ■

◎ 施設等利用費の請求手続きは、**3か月（四半期）ごとに必要です。**

■ 第1四半期（4～6月分）⇒7月に請求

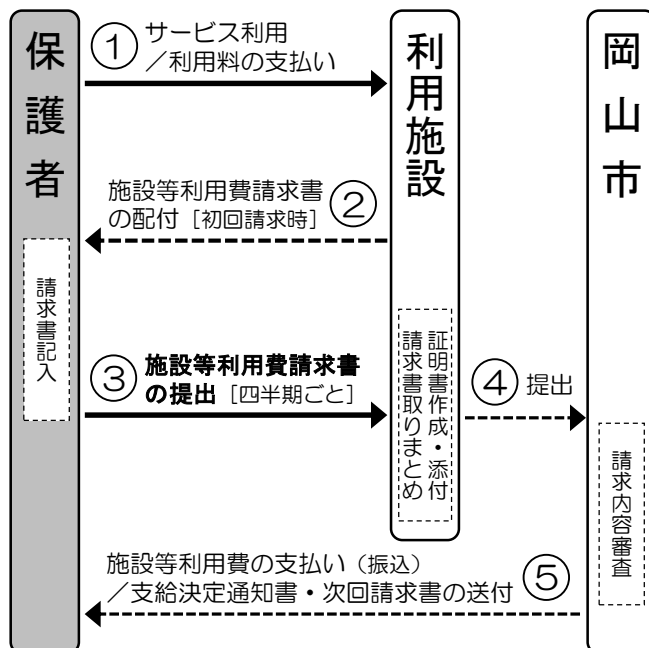
■ 第3四半期（10～12月分）⇒1月に請求

■ 第2四半期（7～9月分）⇒10月に請求

■ 第4四半期（1～3月分）⇒4月に請求

A 利用施設で取りまとめる場合 …利用施設へ請求書を提出

- ① 保護者の方は、利用施設に利用料を支払います。
- ② 施設は、保護者の方に「施設等利用費請求書」を配付します。〔初回請求時のみ〕
 - 「施設等利用費請求書」は市の指定様式です。市のホームページからも入手できます。
- ③ 保護者の方は、「施設等利用費請求書」を記入のうえ、施設へ提出してください。〔四半期ごと〕
- ④ 施設は、取りまとめた「施設等利用費請求書」に、施設が作成した「支援提供証明書兼利用料領収証明書」を添えて、岡山市へ提出します。
 - 「支援提供証明書兼利用料領収証明書」は市の指定様式です。
- ⑤ 岡山市は、請求内容を審査したのち、施設等利用費を保護者名義の金融機関口座へ振り込みます。
 - 支給決定通知書と一緒に次回請求用の「施設等利用費請求書」を送ります。

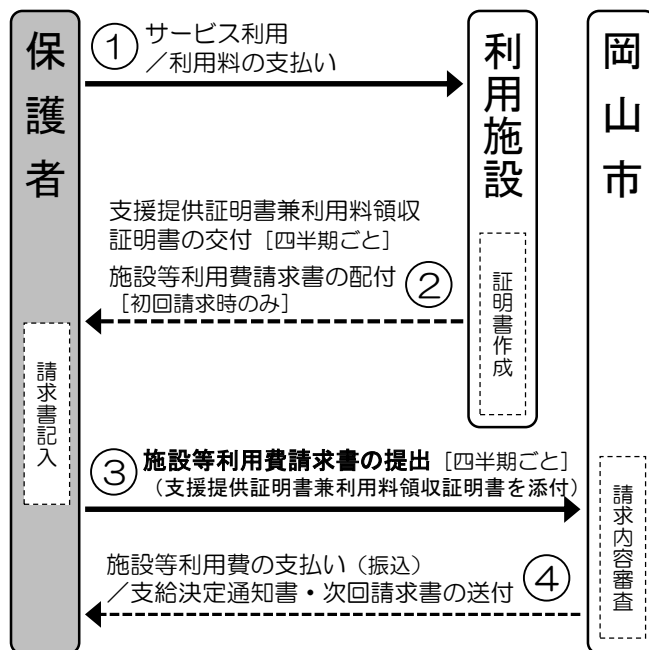


B 利用施設で取りまとめがない場合 …直接、市へ請求書等を提出〔郵送〕

- ① 保護者の方は、利用施設に利用料を支払います。
- ② 施設は、保護者の方に「支援提供証明書兼利用料領収証明書」を交付します。〔四半期ごと〕

併せて、「施設等利用費請求書」を配付します。〔初回請求時のみ〕

 - 「施設等利用費請求書」は市の指定様式です。市のホームページからも入手できます。
 - 「支援提供証明書兼利用料領収証明書」は市の指定様式です。
 - ファミリーサポートセンター事業を利用した場合は、上記証明書の代わりに「援助活動を行う会員が発行した活動報告書」が必要です。
- ③ 保護者の方は、「施設等利用費請求書」を記入し、「支援提供証明書兼利用料領収証明書」と一緒に、岡山市へ提出〔郵送〕してください。〔四半期ごと〕
- ④ 岡山市は、請求内容を審査したのち、施設等利用費を保護者名義の金融機関口座へ振り込みます。
 - 支給決定通知書と一緒に次回請求用の「施設等利用費請求書」を送ります。



岡山市への提出先 … 岡山市就園管理課（岡山市役所本庁舎9階）

〔郵送の宛先〕 〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1 岡山市就園管理課

※ 封筒に「施設等利用費請求書在中」と赤字で明記してください。

施設等利用費請求書のダウンロードはこちらから

▶ 無償化関係書類（認定・請求用）ダウンロードページ

<https://www.city.okayama.jp/shisei/0000012433.html>



施設等利用費請求に関するQ&Aはこちらから

▶ 施設等利用費の償還払い請求手続き

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000020368.html>

